

令和3年9月7日

瀬戸市議会議長 宮菌 伸仁 様

総務生活委員長 浅井 寿美

総務生活委員会 行政視察報告書

本委員会は行政視察を実施しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 視察期間・行程	令和3年8月20(金) 14:00～15:30 詳細は別紙のとおり
2 視察先	愛知県犬山市 (人口 73,253人 令和3年6月末日現在)
3 視察項目	犬山市公文書管理条例制定について
4 視察者及び随行者	視察者 浅井寿美、戸田由久、臼井淳 随 行 議会事務局 長谷一憲
5 その他	

犬山市公文書管理条例制定について

<p>1 条例制定の経緯</p>	<p>平成19年の「補給艦とわだ」航泊日誌の誤廃棄等、国レベルでも公文書管理の不適切な事案が続く中で、平成21年には「公文書等の管理に関する法律」が制定され、地方公共団体はこの法律に則り、その保有する文書の適切な管理に関して必要な施策を策定し実施するよう努めることが求められた。</p> <p>その後も、南スーダンPKO日報問題、森友学園問題など不適切な事案が再発する中、犬山市が文書管理を規定する「犬山市庶務規則」にも運用上の問題・課題が認識されていた。</p> <p>国の法律制定後、文書管理についてその方法を「条例」で定める市町村が増加したこと、市民の行政への目も厳しくなったことが条例制定の背景になっている。</p> <p>①令和2年3月、市長命により「令和3年3月条例制定」方針決定</p> <p>② 7月、制定へ向けてのスケジュール確定</p> <p>③ 8月、文書管理について職員アンケート実施</p> <p>④ 9月、第一法規に制定へ向けての業務委託</p> <p>⑤10月、全庁職員研修（部課長級職員）</p> <p>⑥11月、議会への報告</p> <p>⑦12月、文書分類基準の策定</p> <p>⑧ 1月、記者発表</p> <p>⑨ 2月、議案提出</p> <p>⑩ 3月、全庁研修（補佐級以下職員）</p> <p>県内に前例がなく、時間的な制約があったため苦労もあったが、最終的に神奈川県相模原市を参考にした。</p> <p>公文書管理審議会を設置し、公文書の分類の基準、保存期間や廃棄などについて専門的知見を活用して審議し、制定作業を行った。</p>
<p>2 条例のポイント</p>	<p><b>【公文書管理条例の目的】</b></p> <p>公文書を「市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るもの」と規定し、制定の目的を、市政の適切かつ効率的な運営を行うこと、市の活動を現在だけでなく将来の市民に説明する責務を全うすることとした。</p>

	<p><b>【公文書の規定】</b> 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図面及び電磁的記録を含む)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有するもの」</p> <p><b>【公文書作成の義務化】</b> 「実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない」</p> <p><b>【分類番号の付与】</b> 公文書はいつでも容易に内容を確認できるよう整理する必要があることから、「犬山市公文書の分類に関する基準」に基づいて、分類番号を付与して管理している。</p> <p><b>【公文書の保存期間の変更】</b> 永年保存を廃止し、保存期間が経過した文書は廃棄、又は歴史的公文書として保存する。</p>
3 事業の効果	<p>内規としてのルールを、議会に係る公正なルールとしたことで、知る権利を持つ市民に適切に説明できるようになった。</p> <p>公開されるべき文書＝管理する文書となり、適切な情報公開に資する条件の一つが整った。</p>
4 事業の現時点での課題及び今後の方向性	<p>職員の意識はまだそれほど高まってはいない。記録を残すことが多少職員の負担になっているが、大きな不満とはなっていない。歴史的文書の確認作業は実質的にはこれから行う。</p> <p>今後はファイリングシステムや文書管理システムを導入していく。</p>
5 主な質疑・応答	<p>Q 瀬戸の場合、県とのやり取りなどが保存されていないなど、職員によって意識に差があると感じている。犬山市は瀬戸市とどのように違うのか。</p> <p>A この課題については職員の意識というより、市長の意志が強かった。「情報公開日本一を目指す」ためには決裁文書だけでなく、あらゆる文書を対象にするというところが職員全体の認識にできるかが課題だった。</p> <p>Q 市長の条例への意志は職員にどのように浸透したか。</p> <p>A 市長は元議員で、議長経験もあり、当時から対応は厳しかったが、条例に対する思いや制定の意義などを明確に示されたことが理解につながった。</p>

<p>6 考察・所感</p>	<p>「瀬戸市の文書管理について、数年前から課題・問題を感じており、公文書管理条例を制定した犬山市を視察する機会を得ることができた。犬山市の条例制定の狙いと効果は</p> <p>①現状の庶務規則では文書管理の運用が適切にできていない問題があった。</p> <p>②公文書とは、職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、組織的に用いるものとした。</p> <p>③公文書の作成を義務化した。</p> <p>④公文書は、市民との共有の知的資源であり、条例によって市民への説明責任を果たすことになる。」</p> <p>「犬山市では、市長が常日頃、情報公開や文書管理に関心を持ち、職員に向けて考えを示してきた下地があったうえでのトップダウンであったので、きわめて短期間で条例制定が成し遂げられたと思われる。同席されていた玉置市議の見解であるが、行政の実務面は職員主導であるべきで、議員はそれを支援する立場。議員が要求しすぎると、溝ができてしまう、という言葉が印象的であった。」</p> <p>「適切な文書管理は、市民とのかかわりでいえば、適切な情報公開が行われるための必須条件であり、行政・職員とのかかわりでいえば、市政の適切で効率的な運営になくなくてはならない事務である。これを前提とし、首長部局のみならず、教育委員会や選挙管理委員会などの執行機関も含めた自治体全体に統一的な文書管理を求めるならば、情報公開条例のように文書管理においても条例化の必要性は高まると考える。今後引き続き当委員会で、条例化を含めた公文書管理について調査・研究を進めるが、条例制定においては、行政サイド自らがこの問題・課題と向き合い、最善の文書管理について自己検討を重ねることが重要と考える。」</p> <p>「公文書管理条例制定は、執行機関の長である市長の公文書に関する意識が重要であると感じた。国の公文書管理法が主眼とする歴史的文書の取り扱いと地方自治体の公文書については、主眼を異にする必要がある。地方自治体においては、行政が行った施策について、市民への説明責任を果たすという考えでなければならないことを学んだ。」</p>
<p>7 その他（特記事項等）</p>	